

龍郷町立中学校統合準備委員会設置規約

(設置)

第1条 龍郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、中学校統合における教育課程や学校、PTA組織等事務全般に関し必要な事項を調査し、統合中学校の円滑な開校に資するため龍郷町立中学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 校名、校章、校訓、校歌、制服等に関すること。
- (2) 教育課程、学校行事及び学級編成に関すること。
- (3) 通学路、通学方法に関すること。
- (4) 学校、生徒会、PTA、部活動等の組織に関すること。
- (5) 交流学习に関すること。
- (6) 学校施設、設備、備品の整理（廃棄）に関すること。
- (7) 学校図書の整理、（廃棄）に関すること。
- (8) 開校記念行事・閉校式に関すること。
- (9) 円滑な統合に向けて既存中学校の生徒間交流に関すること。
- (10) その他、統合に関すること。

(構成)

第3条 準備委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 中学校長
- (2) 第6条に規定する部会代表
- (3) 龍郷町教育長
- (4) 龍郷町教育委員会教育委員
- (5) 龍郷町議会総務厚生常任委員長
- (6) その他、教育委員会が必要と認めるもの

2 委員の任期は、委嘱された日から令和9年3月31日までとする。ただし、任期中に委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、附則第2項に規定する施行後最初に招集される準備委員会で委員の互選によりこれを定め、委員長は会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときに招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会等)

第6条 教育委員会は、準備委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の中欄に掲げる者の中から部員を委嘱し、同表の右欄に掲げる事項について専門的に調査・検討させるものとする。

部 会	部 員	調査検討事項
総 務 部 会	中学校長 中学校PTA会長	校名、校章、校訓、校章旗、制服、校歌、かばん、通学路、通学バス、開校記念行事、閉校行事、広報活動、部活動の調整等 PTA組織、規約、部活動育成・後援会、学校施設等
教 務 部 会	中学校教頭 中学校教務主任	教育課程の編成方針、学校行事、学級編制等
生徒指導・保健体育部会	中学校生徒指導主任 養護教諭	生徒心得、校則、生徒手帳、生徒会組織、生徒会交流計画、通学靴、上履き、体育服、体育靴、ジャージ等
庶 務 部 会	中学校事務職員 中学校図書司書	備品の廃棄、備品購入計画、保存文書の整理、諸帳簿の購入計画、図書の整理

2 部会に部長及び副部長を各1名置く。

3 部長及び副部長は、部員の互選により定める。

4 部長は部会を代表し、委員会で部会の調査・検討結果を報告する。

5 副部長は部長を補佐し、部長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、必要に応じて部長が招集する。

(事務の処理)

第7条 準備委員会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と教育委員会が協議して別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 第3条の規定に関わらず、この規約の施行後最初に招集される準備委員会は、同条第2号に掲げる委員を除いて招集する。第2号委員は最初の準備委員会の後に招集されるそれぞれの部会を経て教育委員会が委嘱する。